

変額個人年金保険の年金に係る源泉徴収税額の誤計算について

アクサ生命保険株式会社では、変額個人年金保険の一部のご契約について年金に係る源泉徴収税額等を誤って算出していたことが判明いたしました。

このような事態が発生し、お客様ならびに関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

<発生した事案の概要>

変額個人年金保険の管理システムにおける必要経費割合算出時の端数処理プログラムの誤り*により、一部のご契約で必要経費額を年金支払金額に対し1%低く計算し、これに基づき作成した「雑所得（生命保険年金）の明細書」に記載した必要経費額に誤りが発生しました。また、源泉徴収税額を多く徴収したご契約がありました。

【源泉徴収税を過徴収した契約】

1件 61,200円

【「雑所得（生命保険年金）の明細書」において誤った必要経費額をご案内した契約】

313件

お客様がこの明細書に基づいて確定申告をされている場合、過納税となっている可能性がございます。

*必要経費割合算出時の端数処理に関する正誤事例

正：小数点第3位以下切り上げ 0.7801→0.79 必要経費割合 79%

誤：小数点第3位切り上げ 0.7801→0.78 必要経費割合 78%

小数点第3位が0、かつ第4位以下に1から9の数値があるケースで誤りが発生

<お客さまへの対応>

誤って必要経費額を過少に計算していたご契約については、個別にご報告しお詫び申しあげ、ご案内文書を、順次郵送させていただきます。

- (1) 源泉徴収税額が過徴収となったご契約に対しましては、過徴収相当金額に遅延利息を付利した金額を、弁償金としてお支払いいたします。
- (2) 必要経費額を誤って通知したご契約に対しましては、誤った金額による確定申告をされている場合、お客様の手続きを軽減するため、確定申告された内容が確認できる書類をご提示いただくことで、過納付となっております税金の相当額および遅延利息相当額を弁償金としてお支払いいたします。

<再発防止の取り組み>

- (1) 正当な計算を行うようプログラム修正を実施いたします。また、今回の事象を踏まえ、他のプログラムに関して点検を実施し、誤りのないことを確認しました。
- (2) 今回の事態を真摯に受け止め、今後は事務・システム等の検証を強化し、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

～本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～

アクサ ジャパン ホールディング株式会社 広報部

電話：03-6737-7140 FAX：03-6737-5964

<http://www.axa.co.jp>